

自転車運転中の携帯電話、イヤホン等の使用が禁止されました。

携帯電話で通話しながらの
自転車を運転する行為

禁止

携帯電話で通話しながら
運転するのは危険です。



携帯電話を手で持って通話しながら
自転車を運転すること

携帯電話等の画像を注視しながら
自転車を運転する行為

禁止

携帯電話等の画像を見
ながらの運転は、片手
運転になり、周りの状
況がわからず危険です。



携帯電話、携帯ゲーム等に
表示された画像を注視しながら
自転車を運転すること

栃木県道路交通法施行細則第13条第9号

【携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。】

大音量でイヤホン等を使用
して車両を運転する行為

禁止

イヤホン等で大音量で
音楽を聴きながら運転
すると、周りの状況が
わからず危険です。



イヤホン、ヘッドホン、カーラジオ等を使用
して、大音量で音楽等を聴きながら車
や自転車などの車両を運転すること

栃木県道路交通法施行細則第13条第10号(抜粋)

【音量を大きくし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽を聴く等安全に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。】

栃木県道路交通法施行細則で

以前から禁止されている主な行為



栃木県道路交通法施行細則
第13条第6号

【交通ひんぱんな道路において、かさをさして自転車を運転しないこと。】



栃木県道路交通法施行細則
第13条第7号

【自転車に犬等家畜をつなぎ
運転しないこと。】



- 栃木県道路交通法施行細則が一部改正
- 平成27年9月1日から施行
- 罰則は5万円以下の罰金